

笠松競馬場走路改修工事に関する一般競争入札公告

笠松競馬場走路改修工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和7年3月27日

岐阜県地方競馬組合 管理者 大森 康宏

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事名 | 笠松競馬場走路改修工事 |
| (2) 工事場所 | 岐阜県羽島郡笠松町若葉町12 |
| (3) 工事概要 | 1) 土工 2) 舗装工
3) 外柵工 4) 付帯工
5) 撤去工 6) 仮設工 |
| (4) 工期 | 契約日から令和7年8月10日まで |
| (5) 予定価格 | 非公表 |
| (6) 低入札価格調査制度 | 無 |
| (7) 最低制限価格制度 | 無 |

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（土木工事業）に登載され、Aランク総合点数930点以上の者であること。
- (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、競争入札参加資格確認申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定又は一般（土木工事業）の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 当該工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(7) 平成21年度以降入札参加資格確認申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。

・建設業法で規定する土木一式工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費1億4,800万円以上の施工実績があること。

(8) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日には、主任技術者及び監理技術者にあつては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 1級土木施工管理技士あるいは2級土木施工管理技士（土木）又は技術士（建設部門）、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成21年度以降申請期限日までに、完成引渡しの済んでいる建設業法で規定する土木一式工事において、元請人として工事費が8,900万円以上の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が4,000万円未満の場合は専任を求めないものとする

(9) 岐阜県入札参加資格者名簿に搭載されており、県内に本店が所在すること。

3 入札参加の申請及び競争入札参加資格の確認に関する事項

(1) 当該業務に入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は入札説明書の入札参加申請書（様式1）に必要事項を記入のうえ、申請期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加申請書を申請期限日までに提出しない入札参加希望者及び入札参加資格の確認がないと認められた者は当該入札に参加できない。

(3) 入札参加希望者は、入札参加資格の確認結果について、入札参加通知書による通知を受けなければならない。

(4) 申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがある。

(5) 申請書は、次のアからオのとおり取り扱うものとする。

ア 入札公告に定める様式により作成すること。

イ 作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とすること。

ウ 入札参加の申請以外に使用しないこと。

エ 入札参加希望者に返却しないこと。

オ 申請期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

4 設計図面及び仕様書等の質問・回答に関する事項

(1) 入札参加希望者は、設計図面及び仕様書等に関する質問がある場合、岐阜県地方競馬組合管理者（以下「管理者」という。）が定める提出期間内に、質

問書（様式は自由）を提出すること。（提出方法は、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかとする。）

- (2) 管理者は、入札参加希望者から質問書の提出があった場合、質問書に対する回答書を岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という。）ホームページにより回答する。

5 入札執行に関する事項

- (1) 入札は、第3において入札参加を認められ入札参加資格の確認結果による通知を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象として行う。入札参加者は入札参加通知書の写しとともに入札書等（入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書をいう。以下同じ。入札書は入札説明書の様式3）を開札時に持参すること（代理人が入札する場合は、入札説明書の様式2を持参すること）。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届（入札説明書の様式4）を持参すること。
- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則とするが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とする。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書に次の合計金額と入札額が一致していないもの
ア 内訳書の項目を漏らしているもの
イ ウ エ オ 一括値引きがあるもの
エ オ 端数調整・処理されているもの
オ その他不備があるもの
- (4) 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者等（入札参加者又はその代理人をいう。以下同じ。）の立ち会いの上行う。
- (5) 管理者が、適正な入札執行の確保が必要と判断した場合には、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、管理者が抽選の際に示す。
- (6) 次のアからクに該当する入札は無効とする。
ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
オ 入札書に記名押印がないとき。
カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
ク その他管理者があらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (7) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、再度入札は1回のみとする。
- (8) 落札者の決定は、次のア、イのとおりとする。
ア 会計規則第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札価格の最も低い者を落札者とする。
イ 落札者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (9) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。
ウ 入札参加者に返却しないこと。
エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (10) その他入札の執行については、施行令及び会計規則に定めるところによる。

6 落札者決定及び契約に関する事項

- (1) 落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書を通知する。
- (2) 落札者が、落札決定通知書を受けた日から、原則として1週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とする。
- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を当該工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、2 入札参加資格において示す現場施工に着手する日までに、確認資料に記載した配置予定の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は

監理技術者補佐を配置できなくなった場合は、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置すること。

なお、2 入札参加資格において示す現場施工に着手する日までに、当該工事の入札参加資格を満たす他の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置できない場合は、落札者決定の取消又は契約の解除とともに、参加資格停止措置となる。

- (4) 本契約の締結に際し、岐阜県地方競馬組合議会の議決を必要とする場合は、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結する。ただし、仮契約後であっても、議決の状況によって本契約を締結しないことがある。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札保証金及び契約保証金は、次のア及びイのとおりとする。
 - ア 入札保証金 免除。
 - イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（会計規則第113条）又は金融機関の保証等をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付が免除される。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

8 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、管理者が入札又は開札等を行うことができないと判断したときは、これを延期又は中止する。この場合における費用は、入札参加希望者、入札参加者及び落札候補者の負担とする。
- (2) 談合情報がある場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。また、談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をして、入札を行うものとする。
- (3) 落札者が、当該業務の本契約締結の日までに、暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。また、契約後に暴力団措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則として契約を解除する。
- (4) 入札参加資格のない者及び会計規則第130条各号に該当する者の入札があった場合には、その入札を無効とする。また、無効な入札を行った者は再度入札に参加できず、無効な入札を行った者を落札者とした場合は、その落札決定を取り消す。
- (5) 申請書、入札書等又は確認資料に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格停止措置となる。
- (6) その他不明な点は、担当課に照会すること。

9 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
担当課	岐阜県地方競馬組合 業務課	058-387-3601	〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地

10 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
入札説明書、設計 図書の閲覧・配布	令和7年3月27日（木）午後 5時から 令和7年4月 9日（水）午後 1時まで	ホームページ上に公表
質問書の受付	令和7年3月27日（木）午後 5時から 令和7年4月 4日（金）午後 1時まで	担当課まで持参等
回答書の閲覧	令和7年4月 8日（火）午前 11時から 令和7年4月 9日（水）午後 5時まで	ホームページ上に公表
申請書の提出	令和7年3月27日（木）午後 5時から 令和7年4月 7日（月）午後 1時まで	担当課まで持参・郵送
入札参加通知書の 通知	令和7年4月 8日（火）まで	郵送等による

入札書等の提出受付及び開札	令和7年4月10日(木) 午前10時30分から	岐阜県地方競馬組合 第一会議室
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内(組合の休日を含まない。)	担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	ホームページ上に公表

5 手続きに必要な提出書類

手続等	必要な提出書類
1)入札参加の申請書提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1(入札説明書)入札参加申請書 以下、附属書類 ・別記様式1 工事施工実績調べ ・別記様式2 配置予定技術者名簿(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者用) ・別記様式2-2 配置予定技術者名簿(監理技術者補佐用)(特例監理技術者を配置する場合のみ) ・別記様式3 経営事項審査及び営業所の状況 ・各種証明書類(契約書の写し、技術者の資格証明書の写し等)
2)入札書等の提出時	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3(入札説明書)入札書 ・様式2(入札説明書)委任状 ・入札参加通知書の写し ・積算内訳書